

2017 9/6

# 都市農地維持へ税優遇

## 「生産緑地」22年期限転用を抑制

農林水産省と国土交通省は、都市部の農地「生産緑地」を維持するための対策に乗り出す。地主の相続税を猶予したり、便宜的な土地の貸し借りの仕組みを柔軟にしたりして、企業やNPOが借りやすくする。市民農園などの形で活用を促す狙いだ。生産緑地の多くは2022年に期間満了を迎える。東京などでは今後、緑地の保全が課題になる。(解説5面)

### 農水・国交省、貸しやすぐ

現在の生産緑地は1992年、都市部に農地を

残す目的で導入。地主に

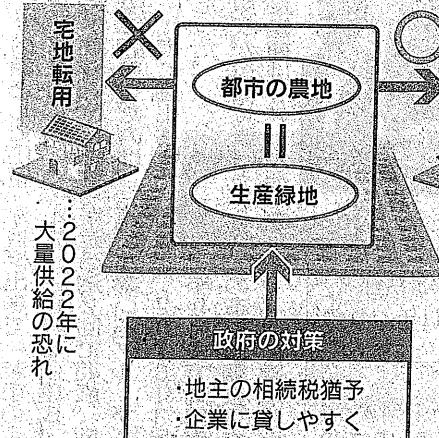
認めるかわりに、嘗農を義務付ける。全国には約1万3千ヶ所あり、東京都

で約3200ヶ所を占める。高齢化に伴う代替わりで徐々に売却するケースが増えている。22年には全体の約8割の農地が

優遇期間である30年の期限を迎える。

期限切れの際、地主は利用を10年延長するが、市区町村に農地の買い取りを求めるか選べる。だが、嘗農をあきらめる人が増えれば、一気に宅地化が進む可能性がある。

宅地転用を防ぐには



2022年に大量供給の恐れ

…住宅市況の悪化防止  
・地主の相続税猶予  
・企業に貸しやすく

…都市の緑を守る

住宅価格の急落など、東京などには「2022年問題」として懸念する声がある。農水省などは生産緑地の維持で影響を和らげる。

両省が力を入れるのは生産緑地の貸借。地主自ら耕作しなくとも、企業やNPOに農地を貸し出せば相続税の納税猶予の対象とする。

これまで賃借への国の支援がなく、代替わりで嘗農をやめた場合は土地を売るしかなかった。15年の都市部の市民農園数は約3360件と9年前の3割増。借り手のニーズは強く、都会の飲食

店に新鮮な野菜を届けるといったサービスの広がりも期待できる。

農地の貸し借りに不安を抱く地主への対策も講じる。農地法は地主が貸

しないと通知しなければ、自動的に貸し借りが続

く。借り手の耕作権を保護するためだが、「農地

を貸すと返つてこない」と地主がためらう「因ど

なっている。生産緑地の貸借に限り、この法解釈

の適用外とする。

土地をさらに借りやすくする仕組みも設ける。都市の農地を借りる場合、農業委員会の承認が必要になるが、生産緑地についても、市区町村の承認を得られれば土地を借りられ

るようになる。

もどもとは開発が進む都市に緑を残し、良好な住環境を残す狙いがあった。地価が高騰する中、本来宅地にしてもよい土地を農地として残すため、手厚い税優遇策などを設けた。少額の農家を保護する不公平な税制をそろえた。都市農業振興基本計画」を初めてまとめた。計画では都市農業について、農産物の供給だけでなく、農作物の景観を生む機能があると評価した。都市部の農地は全農地面積の2%しかないが、大消費地に近く、販売額ベースでは全

国の約1割を占める。

農水省などは早ければ秋の臨時国会に関連法案を提出し、年末の政府・与党による税制改正論議で必要な協議を求める。

2017 9/6

### 都市農地 変わる役割

#### 緑地・避難所機能に評価

解説

都市の農地

解説

ある「生産

緑地」が転機を迎えていく。現在の生産緑地は30年たつと地主の嘗農義務が解除され、地主は嘗農

を続けるか売却かの判断を迫られる。(1面参照)

仮に売却が増え、宅地

への転用が進めば、

都市部では貴重な緑が失

われ、宅地の大量供給がで

きを検討している。

ただ都市の農地を巡る環境は急変している。人

口減で都市部には空き家

が自立始めた。ヒートアイランド現象への対応

や災害の避難場所確保など

のため、一定の空間を

確保する必要にも迫

られている。時代とともにかかる土地の役割に目

に向か、適切な政策を整える姿勢が求められる。

政府は昨年、「都市農

業振興基本計画」を初め

てまとめた。計画では都

市農業について、農産物

の供給だけでなく、農作

業体験の場や災害時の避

難所としても使え、良好

な景観を生む機能があると評価した。都市部の農

地は全農地面積の2%じ

かないが、大消費地に近

く、販売額ベースでは全